

常葉大学外国語学部紀要刊行要項

(趣旨)

第1条 常葉大学外国語学部（以下「本学部」という）は学術研究の成果を発表するために、本学部の紀要（以下「紀要」という）を刊行する。

(編集および刊行)

第2条 紀要の編集・刊行は図書・紀要委員会（以下「委員会」という）が担当し、その事務は図書館が担当する。
2 紀要は原則として年度毎に1回刊行する。

(投稿の資格)

第3条 投稿者の資格は次のとおりとする。

- (1) 本学部の専任教員。
- (2) 前号以外の本学の専任教職員。
- (3) 本学の名誉教授。
- (4) 委員会が適当と認めた者（本学の教育研究に貢献した者）。

2 共同執筆の場合は、その主たる投稿者が前項第1号から第3号までの条件を満たしていなければならない。

3 第1項第2号又は第4号に該当する場合は、当該原稿に関する本学部専任教員1名の推薦文の提出を求めるとがある。

(投稿の内容)

第4条 紀要に投稿する原稿は未発表の学術的成果とする。

(投稿の期限)

第5条 投稿の期限は委員会が別に定める。

(掲載の採否)

第6条 掲載の採否は委員会が決定する。

(投稿要領等)

第7条 紀要の投稿要領は次のとおりとする。

- (1) 投稿は、研究に関する<論文>、教育研究活動等に関する<報告>の2部門とする。
- (2) 投稿は原則として各部門につき1人1編までとする。共著の場合はこの限りではない。
- (3) 和文の原稿は、A4判用紙に1行38字×38行の規格で24頁以内とする。欧文論文の原稿は、A4判用紙にダブルストローク60×38行の規格で24頁以内とする。いずれも冒頭に抄録を付す。

- (4) 前号の頁数の中には、抄録・キーワード図・表・注・引用文献・参考文献等を含むものとする。
- (5) 写真・図版等について特定の費用を要する場合、委員会は投稿者に対して応分の負担を求めることがある。
- (6) 投稿を希望する者は、委員会が定める日までに予定票を提出する。この際に委員会は、第3条に鑑みて検討を行う。
- (7) 投稿の際には、投稿票を提出する
- (8) 投稿者が行う校正は3校までとし、校正の段階での著しい加筆、訂正は認められない。
- (9) 論文1編につき抜刷50部を作成する。抜刷の追加を必要とする場合は、予めの申し出によって作成する。ただし、この作成に要する実費を徴収する。

(著作権等)

第8条 採録論文の著作権は著者に属する。

2 委員会は著者から個別に同意又は許諾を得たものとして、その頒布のために複製、媒体変換及び公衆送信することができる。

(要項の改廃)

第9条 この要項の改廃は教授会の議決を得て行うものとする。

(補則)

第10条 この要項の運用について疑義が生じた場合には、委員会において審議決定する。

附則

- 1 この要項は平成26年4月1日から施行する。
- 2 常葉学園大学研究紀要刊行規程は廃止する。

附則

この改正は平成27年7月8日から施行する。